

東郷町環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創出に関する施策

第1節 施策の基本方針（第7条）

第2節 環境基本計画（第8条—第10条）

第3節 基本的施策（第11条—第18条）

第3章 東郷町環境審議会（第19条・第20条）

第4章 効果的な推進体制（第21条・第22条）

附則

私たち東郷町民は、水辺で遊び、緑を楽しみ、自然を慈しみ、かけがえのないこの地球から多くの恵みを受け、快適で良好な生活を営んできました。

しかし、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動のあり方、物質的な豊かさや生活の利便さを求める生活様式の定着は、身近な地域的に限られた環境問題にとどまらず、オゾン層の破壊、地球温暖化、海洋汚染などに象徴されるように、国境を越えた世界的な規模で環境を損ないつつあり、人類の生存基盤さえ危うくしています。

今私たちは、人類も地球の生態系の一部であることを自覚し、「人類の共有の財産としての地球」という視点に立ち、現在置かれている環境の保全に努力するばかりでなく、更に豊かで快適な環境を創り出し育むことにより、人と自然が共生できる社会を築くために前進しなければなりません。

人と自然が共生できる社会を築くという認識を、町民、事業者、町それぞれが共有することにより、互いに手を携え協力して、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境の保全とより豊かで快適な環境を創り出すための責務を果たし、将来の世代へと引き継いでいくため、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創出についての基本的な考え方を定め、並びに町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創出に関する施策の基本的事項を定める

ことにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本的な考え方)

第3条 環境は、人類の存続の基盤であり、限りあるものという認識に立ち、現在及び将来の町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することができるよう、その保全及び創出の活動は積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創出は、社会経済活動その他の活動をするすべての者が、その責務に応じた公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われることによって、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての者が自らの課題として認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、基本的な考え方にとり、環境の保全及び創出に関し、町の区域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 町は、基本的な考え方にとり、自らの施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境の保全及び創出に配慮して行う責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本的な考え方にとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本的な考え方にとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努める責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本的な考え方にとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創出に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本的な考え方にとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に積極的に努める責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、町民は、基本的な考え方にとり、環境の保全及び創出に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創出に関する施策

第1節 施策の基本方針

第7条 この章に定める環境の保全及び創出に関する施策の策定及び実施は、基本的な考え方にとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人の自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の特性を生かした快適な環境が創出されること。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第8条 町長は、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、東郷町環

環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創出に関する目標

(2) 環境の保全及び創出に関する施策の基本的方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ町民の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、東郷町環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 町は、自らの施策を策定し、これを実施するときは、環境基本計画との整合を図るように努めなければならない。

(年次報告書の作成及び公表)

第10条 町長は、環境の現状、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3節 基本的施策

(公害の防止等)

第11条 町は、町民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講ずるものとする。

(快適な環境の確保)

第12条 町は、都市の緑化、水辺の保全、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するための必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用の促進)

第13条 町は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び町民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの合理的かつ効率的な利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創出に資する施設の整備等)

第14条 町は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全及び創出に資する公共的施設の整備を推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めるものとする。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第15条 町は、町民及び事業者が環境の保全及び創出についての関心と理解を深め、又はこれらの方による自発的な環境の保全及び創出に関する活動の促進に資するため、環境教育を充実し、環境学習が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第16条 町は、環境の保全及び創出に関する必要な情報を収集するとともに、これらの情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究)

第17条 町は、環境の状況の把握その他の環境の保全及び創出に関する施策の策定に必要な調査研究に努めるものとする。

(自発的活動の支援)

第18条 町は、町民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創出に関する活動を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 東郷町環境審議会

(設置)

第19条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、東郷町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する基本的事項及び重要事項

(委任)

第20条 前条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、規則で定める。

第4章 効果的な推進体制

(推進体制の整備)

第21条 町は、環境の保全及び創出に関する施策の総合的な調整及び計画的な推進を図るための必要な体制の整備に努めなければならない。

(広域的な連携)

第22条 町は、環境の保全及び創出に関し、広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体、民間団体等と協力してその推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。